

大阪府教育委員会  
教育長 酒井 隆行様

大阪府教職員組合  
中央執行委員長 石田 精三  
栄養教職員部長 藤本 久美子

## 2019年度栄養教職員部要求書

大阪府教職員組合は、栄養教諭・学校栄養職員の労働条件の改善のため、下記の事項を貴委員会に対し強く求めます。

### 記

#### 1. 適正配置と臨時技師の解消

栄養教職員が給食管理及び食教育を充分に実施しつつ、適正な業務負担を図るためには、少なくとも標準定数法通りの正規職員による配置や、計画的な新規採用者数の確保、また、4月当初の繁忙期における適正な人員配置等が重要である。定数通りに正規職員が配置されるように採用人数を増やすなど栄養教諭に負担がかからないよう適切な措置を講ずること。

#### 2. 加配栄養教諭の増員

児童生徒数減で栄養教諭の定数配置が減少し一人当たりの給食管理への負担が大きく、食教育を行う時間の確保が困難になっている。特に、学校数の少ない市町村では、定数減の影響が顕著である。また、大規模給食センター勤務の栄養教職員の食教育の負担は、一人当たり100クラスを超える所もある。食に関する指導の対応加配を増員するなど、その負担を軽減すること。

#### 3. 食物アレルギー対応の人的配慮について

栄養教職員未配置校に対して、兼務校や担当校のアレルギー対応を行っている実態がある。未配置校の現状が分からないままの対応は、仕事の負担が増えるだけでリスクは減らず、在籍校も未配置校も中途半端な対応となる。また、アレルギー対応や衛生管理に市町村独自で栄養士を配置するなどの対応を行っているところもあるが、大阪府独自でアレルギー対応加配などの人的措置、配置補助などの方策を講じるなど、栄養教職員が過度の負担やリスクを負うことなく、全ての児童生徒に安全な給食を提供できる就労環境を整えること。

#### 4. 多忙化の解消に向けて

日頃の食生活の危機的状況から生涯にわたった食教育の必要性が提起され、栄養教諭制度が創設されたが、定数配置は学校栄養職員の時のままである。その状況の中で、食教育や食物アレルギー対応を未配置校においても必要とされ、職務内容は在籍校だけにとどまらなくなってきている。さらに、小中一貫校や義務教育学校などでは給食方式の違いや成長段階に応じた食教育の違いが業務内容を複雑にし、多忙化を促進させている。多忙化解消にむけ、業務負担の軽減方策を講じること。

#### 5. 中学校給食実施校について

中学校給食の実施については「全員喫食」「完全給食」「単独校方式」など教育的意義をふまえたものであることが重要である。そして、学校給食の目標に沿う、生きた食教育になるような実施方法でなければ学校給食と言えない。中学校給食を実施する市町村には、小学校の栄養教職員が中学校の業務を行うことがないよう、年度当初から配置するなど、過重な負担を軽減する方策を講じること。また、デリバリー加配の栄養教職員の職務内容について調査し、適正な職務となるよう方策を講じること。

#### 6. 栄養教職員の休暇休業制度を利用しやすい環境づくりについて

定数内・産育休・短時間勤務・病休等の代替栄養教職員が見つからない状況が多数の市町村で起きている。速やかに代替が確保できるよう、府教委は大学・専門学校に登録を呼びかけるなどの人員確保の措置を講じるなどをして、栄養教職員が休暇休業制度を利用しやすい環境づくりに努めること。

## 7. 兼務や担当校等による労働過重の解消、職務内容の適正化

未配置校に係る業務や民間委託された学校における業務は大変な労働過重であり、給食室での事故やヒューマンエラーに繋がりがねない。また、在籍校で求められる食教育の要望に対応できなくなるなどの弊害がおきている。過重な負担を軽減する方策を講じること。

## 8. 臨時技師の待遇改善

定数内、及び産育休・病休時の臨時技師は、栄養教諭の免許を持っている人でも、栄養教諭として採用されず、低賃金のままである。臨時技師の業務を軽減している実態があり、栄養教諭の負担が増えている。近隣の多くの府県においても独自の判断で、「栄養教諭免許状」所持者へは教育職給料表を適用している。大阪府においても臨時技師が不利益をうけないよう、そして栄養教諭の業務負担を軽減させるためにも、教育職給料表を適用すること。

## 9. 食物アレルギー対応の研修

アレルギー疾患を有する子どもたちが、安全・安心に学校生活を送ることができるよう環境を整備することは重要な課題である。大阪府のアレルギー対応に関わっては、教職員がアレルギー対応を行うための業務知識、技能を習得することが不可欠にも関わらず、ガイドラインが周知されていない状況がある。管理職をはじめとしたすべての教職員を対象に研修を実施、ガイドライン周知など適切な措置を講じること。

## 10. 合理的配慮に関わる給食対応について

障害者差別解消法が施行され、給食に対する合理的配慮へのニーズが高まっている。現在は各学校・センターにおいて模索しながら対応を行っている状況である。合理的配慮を必要とする子どもたちが、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、教職員を対象とした研修の実施、人的配置・設備の充実、ガイドライン作成など、適切な措置を講じること。

### 11. 評価・育成システムについて

栄養教諭の業務内容については、給食室内や給食センターで業務する場合、その仕事ぶりを評価者に見てもらう機会は少ない。また、献立作成や物資選定など市町村全体での業務や、兼務校・担当校などでの食教育・アレルギー対応など、在籍校以外での業務を評価者が実際に見て評価することはない。このような状況での、評価結果の給与への反映はやめること。また、子どもたちの「自立自己実現の支援」は栄養教諭にとっても重要な課題と考えているが、特に給食センター勤務の栄養教諭にとっては、子どもたちが目の前にいないことから、能力を発揮することは困難な状況にある。府教委は給食センター勤務の栄養教諭に対して、「十分上回っている」「達成している」とするレベルはどの程度のことをいうか示すなど、一定の工夫をすること。

### 12. 妊娠時の職務軽減措置について

栄養教職員には、妊娠時の職務軽減措置がないため、母体に負担がかかる業務については、他校の栄養教職員が肩代わりしている実態があり、労働過重を招いている。妊娠した栄養教職員の母性保護の観点から個々の実態をふまえ、代替などの職務軽減改善策を講じること。

### 13. 研修について

大阪府教育センターにおける栄養教職員を対象とする研修の充実を図り、府内に勤務するすべての公立学校栄養教職員のスキルアップとモチベーションアップを図ること。

### 14. 教員免許更新について

栄養教諭の免許更新講習実施校が少ない実態がある。また、更新講習時期が年齢でないことから、更新漏れがおこるおそれがある。全員が受講できるよう、講習の実施時期、実施予定校など、大阪府教育委員会のもつ更新講習に関する情報について、できる限り早期に情報提供等を行うこと。

### 15. 指導栄養教諭の役割について

指導栄養教諭の職について、後進の育成・栄養教諭の資質向上の指導のほか、未配置校への指導やアレルギー対応などの業務により、労働過重とならないように配慮すること。

## 16. 再任用制度について

再任用を希望する栄養教諭が、短時間勤務を選択した場合、不在の時間の業務を担う者がいないため、他校の栄養教職員に業務が転嫁されている実態があり、短時間勤務を選択できない。定数に見合った人的措置をするなど、他の栄養教職員に過重な負担がかからないよう必要な措置を講じること。

## 17. 新規採用栄養教諭指導担当の配置について

新規採用栄養教諭の指導担当は、経験豊富な栄養教諭が行うべきである。しかし栄養教職員は全校配置ではないため、学校現場では専門的な指導を受けることができていない。そのため専門的な内容については当該地域の他校の栄養教諭が指導を行っているので、研修や人的配置等必要な方策を講じ、新任指導を担当する栄養教諭の労働過重を軽減するよう努めること。